

静岡県人事委員会は、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1193

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-297）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊業務)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第5条第1項第4号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>4時間程度</u>以上に及ぶもの</p> <p>(支給額の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第3号に規定する業務に従事した時間が7時間45分（従事した時間に午後10時後若しくは午前5時前の時間を含むものにあつては6時間）に満たない場合は、<u>3,000円</u>とする。</p> <p>4 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第4号に規定する業務に従事した時間が<u>7時間45分</u>に満たない場合は、<u>3,000円</u>とする。</p> <p>(実績簿)</p> <p>第8条 任命権者は、職員が条例第3条から<u>第6条</u>までに規定する業務に従事したときは、別記様式の特務勤務実績簿を作成し、これを</p>	<p>(特殊業務)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の「心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度」は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第5条第1項第4号の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き<u>2時間</u>以上に及ぶもの</p> <p>(支給額の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第3号に規定する業務に従事した時間が7時間45分（従事した時間に午後10時後若しくは午前5時前の時間を含むものにあつては6時間）に満たない場合は、<u>3,600円</u>とする。</p> <p>4 特殊業務手当を支給する場合において、1日における条例第5条第1項第4号に規定する業務に従事した時間が<u>4時間</u>に満たない場合は、<u>1,800円</u>とする。</p> <p>(実績簿)</p> <p>第8条 任命権者は、職員が条例第3条から<u>第7条</u>までに規定する業務に従事したときは、別記様式の特務勤務実績簿を作成し、これを</p>

保管しなければならない。

保管しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「(程度)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。